



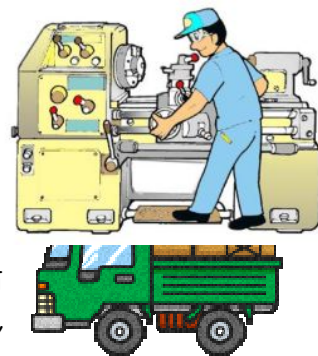
主催：(社)仙台南法人会
共催：仙台南税務署

税務研修

減価償却の範囲と種類について

減価償却をする場合の留意点を!!やさしく説明します。

事業などの業務のために用いられる建物、建物附属設備、機械装置、器具備品、車両運搬具などの資産は、一般的には時の経過等によってその価値が減っていきます。このような資産を減価償却資産といいます。他方、土地や骨とう品などのように時の経過により価値が減少しない資産は、減価償却資産ではありません。減価償却資産の取得に要した金額は、取得した時に全額必要経費になるのではなく、その資産の使用可能期間の全期間にわたり分割して必要経費としていくべきものです。今回の研修は、減価償却の範囲と種類やその方法を事例等を取り入れながらその内容等について基礎から説明します。多くの経営者・経営幹部・経理担当者の方々に是非受講していただきたくご案内申し上げます。



1. 償却資産の範囲
2. 特別償却の種類
3. 除却する場合の注意点
4. その他

実施要領

日時 平成24年3月1日(木)午後2時30分～4時
会場 太白区中央市民センター3F大会議室 (たいはっくる)
仙台市太白区長町五丁目3番2号 TEL.022-304-2211
ご来館の際はなるべく公共の交通機関をご利用いただきますよう、ご協力をお願いいたします。

受講料 会員：無料 非会員：1,000円 (テキスト代)
定員 100名 (定員になり次第締切りとさせていただきます)
講師 仙台南税務署法人課税第一部門担当官
申込 (社)仙台南法人会事務局 ☎022-246-3614 FAX 246-4520

「減価償却の範囲と種類について」セミナー受講申込書

平成24年 月 日

会社名		電話	
住所		F A X	
参加者名		参加者名	

※ ご記入頂いた情報は、法人会からの各種連絡・情報提供に利用するほか、参加者の実態調査・分析のために利用することがあります。また、セミナー時に撮影した写真を当会広報「せんだい美名実」・ホームページにおいて公開する場合があります。